

議 第 4 6 号

障害者相談支援事業の委託料に係る消費税取扱いの誤りにより発生した損害に係る和解及び損害賠償額の決定について

障害者相談支援事業の委託料に係る消費税の取扱いについて課税対象事業を誤って非課税扱いとしていたことにより発生した損害に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

令和6年（2024年）3月7日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は、相手方が修正申告した平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間分の消費税相当額（1,949,750円）に延滞税相当額（44,365円）を加算した額を、損害賠償額として相手方に支払うものとする。	1,994,115 円